

第2回世羅町議会臨時会会議録

令和6年2月19日
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第2回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和6年2月19日
午前10時30分開議
於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第3号 調停の成立について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

	2番	上羽場幸男			
3番	上本	剛	4番	矢山	武
5番	向谷	伸二	6番	田原	賢司
7番	藤井	照憲	8番	松尾	陽子
9番	徳光	義昭	10番	久保	正道
			12番	米重	典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

1番	高橋	公時	11番	山田	睦浩
----	----	----	-----	----	----

4. 会議録署名議員

2番	上羽場	幸男	3番	上本	剛
----	-----	----	----	----	---

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(3名)

町	長	奥田	正和	副町	長	金廣	隆徳
商工観光課長	山口	徹					

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局	長	黒木	康範	書	記	追林	威宏
囑託書記	貞光	有子					

開 会 10時30分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、議場でのマスクの着用は個人の判断としておりますので、ご了承願います。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和6年第2回世羅町議会臨時会開会にあたりましてご挨拶を申し上げたいと思います。

まず能登半島の地震の関係でございますけれども、多くの方が被災をされております。改めてお亡くなりになられた方、また今なお被災現場でいろいろと避難されている方々に対してお見舞いを申し上げたいと思います。

甚大な被害が発生いたしました能登半島地震につきまして、被災地支援として広島県及び県内市町と連携をし、職員派遣に取り組んでおります。1班が20名の体制で県職員が10名、市町職員が10名の班編成を行うなか、1週間交代の日程で、石川県輪島市に入り罹災証明の発行に必要な建物の被害認定調査を行っております。本町からは1月30日から1週間、2名の職員を派遣いたしました。職員からは被災地までの移動の大変さ、道路や建物など被害規模の大きさ、全国各地から集まり仮設テントに宿泊して活動する応援職員の様子などの報告を受けているところでございます。

今後においても石川県に対する職員派遣は続けられる予定でございまして、本町からは今週の23日から2名、3月6日から2名の職員派遣を準備しており、被災地の復旧復興を支援してまいります。

また昨日は中国女子駅伝競走世羅大会ありがとうございました。沿道の方々の応援もございまして、天気も良く、いい大会になったと思います。走路員等、また関係者の方々のご尽力に改めて感謝を申し上げます。

本日臨時会に提出している議案についてでございます。調停の成立についての議案の1件でございます。慎重審議いただくなかでですね、早期解決に向けた取組を行いたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

定足数に達していますので、

これより 令和6年 第2回世羅町議会 臨時会 を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 上羽場幸男議員、3番 上本 剛議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「1日間」と決定しました。

日程第3 議案第3号 調停の成立について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは議案1ページをお開きください。

議案第3号

調停の成立について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり調停を成立させることについて、町議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由

尾道簡易裁判所 令和 5 年（ノ）第 8 号 指定管理料返還請求申立事件に関し、同裁判所から調停条項が提示されたので、町議会の議決を求めるものでございます。

それでは次のページをお開きください。

1 事件名

尾道簡易裁判所 令和 5 年（ノ）第 8 号 指定管理料返還請求申立事件

2 相手方

住 所 世羅町大字甲山

法人名 株式会社 green hand

3 調停条項

別紙調停条項のとおりでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 4 番。提案をされておる内容については、非常に相手方のあることで難しいというのはわかるんですが、非常に納得のいかない点が多いと思います。

何点かお尋ねしたいと思うんですが、令和 2 年の 12 月に話し合いによる解決が難しいということで請求書を相手に出されて、管理料を前払いをしておいたものを返還を請求をされたわけですが、相当の年数が経過をしているなかで主に 3 点について町のお考えをお尋ねしたいと思うんですが、この調停に入る前の町の対応はどのようなものであったのか。相手はそれに対してどのように主張をされたのか。

また今回の調停について納得をしたということで議会に提案をされておるわけですが、どういう経緯でこういう結論に至ったのか。そしてその調停が示された後にですね、町としてこの問題について結論を出すのに、どういう協議をメンバーは、どういうメンバーの中で協議をされたのか。私は全協の中でもいろいろお尋ねしましたが、非常に納得のいかない点もありますので、この点について、主に3点についてお尋ねをいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。まず1点目のご質問でございますが、調停に至るまでのですね、いわゆるやりとり等のご質問でございますが、令和2年にですね、請求を起こしましてから、約3年が経過するわけでございますが、そのなかではですね、いわゆる相手方に対するいわゆる請求等ですね、相手方のほうが弁護士の代理人を立てられたということがございましたので、町と致しましても弁護人、失礼いたしました弁護士ですね、弁護士の代理人を立てられたということがございましたので、町といたしましても、弁護士のほうへお願いをしてですね、代理人として間に入って対応を取ってきたものでございます。その間にはですね、弁護士を通じてですね、督促等も送ってきたわけでございますが、相手方からはですね、特に支払いをするというような意思が示されてないままですね、時間も経過していったというなかで今回今年度当初からですね、調停に向かって進んだというのが調停までのやりとり、流れでございます。

それから今回の調停に至った、調停和解をしていこうということの至った結論等でございますが、これにつきましては、いわゆる弁護士等とも話をするなかでですね、すでに時間も経過しておったわけでございますが、さらにこれを時間をかけてもですね、相手方の反応もあまりないというなかでありましたので、これは裁判所へ調停の申し立てによってですね、法に基づいて結果を求めていったほうがよかろうということもございましたので、調停を申し立てて進めてまいったということでございます。また3点目の今回の調停和解、失礼いたしました。私どものほうは1点目、2点目の答弁にさせていただきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 3点目にご質疑いただきました結論を出すまでのこれまでの協議についてどうやってきたのかということでございます。

今、担当課長申し上げましたようにですね、弁護士同士の調停和解に向けたですね、やりとりが数回にわたりあったわけございまして、その内容確認のためにですね、担当課からいろいろと弁護士の協議内容についてですね、すべてが明らかにできない部分があったわけございしますが、こちらからもですね、その内容について問いただすという流れで、いろいろと向こうの弁護側に対してですね、文書を持ってやりとりをしてきたということです。これ文書でないとですね、なかなか文面で取り交わしをしておかなければ証拠として残らない部分もございします。そういったこともありですね、さまざまな調停に挑む機会、またその調停の中の内容、そのなかで、また物別れというかですね、お互いの意思確認をするのにはかなり内容等について町も困惑する部分もたくさんございました。そうならないようにですね、しっかりですね、こちらからもその質問等も投げかけるなかで、最終的に調停人側からの提案はですね、双方の金額の差異について、裁判所からの金額提示があるということもございました。そのなかで今回の調停条項の中に盛り込んでおります金150万というものが挙がってきたわけございします。それについて町とすればですね、本来であれば当初債務の204万余をですね、しっかりお返しいただくという立場でこれまで進めてきたということですが、しかしそうはならない。長期化する。なおかつこのまま不成立になるとですね、裁判という流れでなおそこから長期化してまいります。それ以外の費用もたくさんかかるということもあり、町として今回提案のありました最終段階の裁判所からの提案をですね、議会にこういうふうに出させていただいたという状況でございます。過去においても、さまざまに議会で調査もいただいております。早急な解決に臨むようにというふうなお声もいただいたと認識してございまして、是非とも早期解決に向かいたいということでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） この経過から見ると、行政としてこういう事態に至った

ことに対して、全然相手方だけの問題だという認識ではないと思うんですが、基本的にはやはり契約に基づいて、払うべき管理料は払うべきだという立場で対応されてきたんだと思うんですが、確かに今後さらに争うということになると多額の金が必要になってくるということもよくわかりますし、それが金額が200万余りの金額でそういうことはよろしくないという考え方もあろうと思うんですが、基本的にはやはりそういう費用の問題も大事ですが、きちんと筋が通る解決がされないと多くの人の納得は得られないし、特に多くの行政のいろんな面でも不信につながるようなことでは困るわけで、そういう点では一定の答弁をいただいておりますが、こういう結果について非常に私としては問題があるというように思うわけですが、現時点では調停の和解の内容について行政としてどうお考えか再度お尋ねします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） この条項の内容についての町の思いということでございますので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、こういう提案がなされた以上ですね、相互の弁護士同士の話しがあったということの中ですね、ここへ至っております。しかしながら町としてはですね、本来の金額から言うとはですね、かなり50万という金額がですね、減額がされて提案ができておまして、是非ともですね、これについては早期に解決したいという思いもあるなかではありますけれども、これまでの長い時間かけてきた経緯もございまして。早期解決に向けて提案があったものをですね、飲まざるを得ないというところで今回提案になっている状況でございます。そうでなければ合掌立ちですね、ずっと長期にわたって調停、また今後はですね、この調停期間もかなり長うございまして、双方がかなり意見が食い違う部分をずっと続けていましてですね、なかなか早い解決には至らないというところでですね、これまでの経緯も含めてやむ無しというところでですね、ご提案を今回させていただきます。議員のほうからもありましたように、一番最初ですね、取組が町として悪かったと。ちょうどコロナ禍で厳しい運営をなされていた、そういう指定管理に関してですね、払うことができる部分で措置をしてしまったというところでかなり反省すべきだというふうに思っています。これさえなければこ

こまではいってないという状況にはなろうと思います。そもそも最初提案があったときの燃料ですね、いわゆるそういったところの価格差ですか。いわゆる費用のところの差がですね、やはりうまく前の重油のときと電気のときの差がですね、明確な資料を持ってして説明が双方難しかったというところからボタンの掛け違いが始まっておりまして、そういうところも考慮しながら、現在ではですね、燃料高騰によっていろいろな措置もしてございますが、当時ですね、そこまでなかなか至ってない。町としての取組に関してはですね、指定管理料の払いによってですね、そこをどうにか切り抜けるように事業者と協議をして進めたというところだと思いますが、なかなかうまくそこができてなかったというところは大いに反省してございます。今回についてはですね、こういった調停の部分をですね、早期に解決するための策としてですね、これをお認めいただければまた向こうにお返ししてですね、早期な解決に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立なし）

起立なし であります。

したがって、議案第3号 調停の成立については 否決されました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和6年第2回世羅町議会臨時会を閉会いたします。

(起立・礼)

閉 会 10時54分